

# 「後発医薬品モニター薬局等調査」結果（概要版）

平成22年10月  
栃木県後発医薬品安心使用促進協議会

## I 調査の概要

### 1. 目的

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会の事業の一環として、県内の後発医薬品の使用状況の推移や後発医薬品の調剤に係る意識変化などについて把握することにより、今後の対応策検討の資料等とする。

### 2. 実施方法

- (1) 県内の薬局からモニター薬局を選定し、年度1回程度、後発医薬品の調剤等に係る調査を実施する。（選定にあたっては、県内各地から、処方せん取扱い量が比較的多い薬局、地域の基幹病院近辺の薬局及びその他の診療所近辺の薬局等からバランスを勘案して選定する）
- (2) モニター薬局数：県内20薬局  
・宇都宮市（5薬局） ・ 県西地区（2薬局） ・ 県東地区（2薬局）  
・ 県南地区（5薬局） ・ 県北地区（3薬局） ・ 安足地区（3薬局）
- (3) また、県内医薬品卸売販売業5社における医療用医薬品及び後発医薬品の取扱い金額等についても調査する。

### 3. 調査内容

- (1) 各モニター薬局について、年度1回、1週間程度における、全調剤数に対する後発医薬品の調剤の割合や、後発医薬品の調剤に係る取組み意識等について、別添調査票により調査する。
- (2) また、医薬品卸売販売業者5社における医療用医薬品の取扱い金額及び、そのうちの後発医薬品の取扱い金額（前年度計及び当該年度4月～7月計）等について調査する。
- (3) 回答期限：平成22年8月31日

## II 調査結果

### 1. 【薬局】

#### 問 1 - 1 【後発医薬品への変更調剤の推移 (H21→H22)】

○平成 22 年度のモニター調査と平成 21 年度のアンケートで比較すると、変更可能な処方せんのうち 1 品目でも後発医薬品に変更した割合は、(H21→H22) で(11.4%→30.8%)となっており、県全体としても増加傾向にあると考えられる。

○変更不可欄への処方医の署名のない処方せんの割合は、(H21→H22) で(57.1%→69.6%)となっており、医療機関においても後発医薬品への変更を可とする傾向が増加していることがうかがえる。

#### 問 1 - 2 【後発医薬品の調剤割合（数量ベース）の推移 (H21→H22)】

○平成 22 年度のモニター調査と平成 21 年度のアンケートで比較すると、H21 では 20%以上～30%未満は全体の 17%に止まり、30%以上～50%未満が 28%、50%以上の施設が 14%であったのに対し、H22 では調剤率 20%以上～30%未満の薬局が全体の 45%を占め、40%以上の薬局はなかった。  
これは、H22.4 の診療報酬改定による段階的数量加算(改定前：30%以上 4 点→改定後：20, 25, 30%以上→6 点, 13 点, 17 点)の導入の影響があると考えられる。  
調剤割合 10%未満の施設を見ると、H21 が 14%に対し、H22 が 10%であり、後発医薬品の調剤割合の底上げ傾向がうかがえる。

#### 問 2 【後発医薬品変更に係る患者説明の割合の推移 (H21→H22)】

○患者説明の割合は、H21 では 10%未満が 40.1%と最も多く、50%以上の患者に説明した薬局は、27.9%であったのに対し、H22 では、10%未満の薬局は 5%で、50%以上の患者に説明を行った薬局が全体の 60%を占めていることから、患者への説明の機会がかなり多くなったことが推察される。

#### 問 3 【後発医薬品への変更を希望しなかった患者割合の推移 (H21→H22)】

○後発医薬品への変更を希望しなかった患者については、H21 では希望しなかった患者の割合が 50%以上の薬局が 45.9%、50%未満の薬局が 54.1%であったのに対し、H22 では、希望しなかった患者の割合が 50%以上の薬局と 50%未満の薬局ともに、10 施設(50%)となった。  
変更を希望しない患者が、徐々に減少していると推察される。

**問4【患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由の推移(H21→H22)】**

○患者が後発医薬品への変更を希望しなかった理由については、H21、H22ともに、思ったほど自己負担が下がらないことや後発医薬品に対する不安が多く、変更を希望しない患者の中では、後発医薬品に対する不安も根強いものと思われる。なお、H21のその他の理由にあった、在庫がなく時間がかかるケースであったため、H22ではなかった。

**問5【後発医薬品の備蓄状況の推移(H21→H22)】**

○全備蓄医薬品に対する後発医薬品の備蓄割合(H21→H22)で(14.8%→15.3%)であり、後発医薬品の備蓄が徐々に増えていると推察される。

**問6【後発医薬品の調剤への考え方の推移(H21→H22)】**

○積極的に取り組んでいる薬局と薬効により積極的に取り組んでいる薬局は、(H21→H22)で(45%→80%)となり、薬局での取り組み姿勢がより前向きになってきていることが見てとれる。

**問7【後発医薬品の調剤に積極的に取り組む理由の推移(H21→H22)】**

○H21、H22ともに、患者の負担が軽減されるから、患者が希望するから、国が積極的に推進しているからが主な理由で同様の傾向であるが、H22では、4月の診療報酬改定で後発医薬品の段階的調剤数量加算された影響も大きいことがわかる。

**問8【後発医薬品の調剤にあまり積極的でない理由の推移(H21→H22)】**

○あまり積極的でない薬局の理由としては、H21の主な理由(出近隣の医療機関が消極的、情報提供が不備、品質・効果・副作用の疑問不安)がH22でも同様にあげられた。

**問9【後発医薬品の選択上考慮する事項の推移(H21→H22)】**

○後発医薬品の選択上考慮する事項としては、H21、H22ともに、①迅速かつ安定的な供給、②品質に関する情報開示の程度、③患者の使用感、④薬の価格等で、同様の傾向であった。

**問10【後発医薬品について今後必要と考える対応の推移(H21→H22)】**

○後発医薬品について今後必要と考える対応としては、H21、H22ともに、①十分な品質保証、②情報提供や安定供給体制の充実、③患者への普及啓発が上位を占める傾向は同様であった。調剤報酬上の評価向上については、(H21→H22)で(30.8%→20%)と減少しているが、これは診療報酬改定の効果もあると考えられる。

問 11【自由意見(薬局)について(H21→H22)】

○H21 アンケート、H22 モニター調査とも共通する意見が多く見られた。  
これらを集約すると、後発医薬品に係る課題として、品質保証・情報提供・安定供給が十分かつ適切に行われること及び、患者への普及啓発が浮かび上がってくる。  
また、後発医薬品が処方されていて、変更不可欄に医師の署名がある処方せんへの対応に苦慮しているという意見も目立ち、医療機関と薬局のさらなる連携強化が重要と考えられる。

2.【医薬品卸売販売業者】

問 1, 問 2【卸売業者での後発医薬品取扱い金額の推移(H20→H21→H22)】(5社)

○平成20年度から平成22年7月末までの推移を見ると、医療用医薬品全体に対する後発医薬品の取扱い金額の割合は、平成20年度4.8%、平成21年度5.7%、平成22年4月～7月末までが6.3%と、増加傾向にある。  
また、医薬品の種別(外用薬・注射薬・内服薬)ごとの後発医薬品の取扱い金額の割合についても、いずれも増加している。なお、増加率の高い順に、外用薬、注射薬、内服薬であった。

問 3【卸売業者での後発医薬品の販売姿勢の推移(H21→H22)】(2社→3社)

○H21, H22 を比較すると、積極的に販売している卸売業者が1社増え、3社(5社中)となった。

問 4【後発医薬品の販売に積極的に取組む理由の推移(H21→H22)】(2社→3社)

○H21 では、積極的に販売している2社のうち1社から、後発医薬品の情報提供に問題がないからとの意見があったが、H22 では、・医療機関からの発注が多いから、・後発医薬品は先発医薬品に比べて利幅が厚いから、国の方針だからといった理由で、後発医薬品販売に取組むようになってきている。

問 5【後発医薬品の販売に積極的でない理由の推移(H21→H22)】

○H21, H22 とともに、医療機関の発注があまりないから、先発医薬品メーカーとの取引関係があるから、情報提供が不十分だからといった理由があげられている。H22 では、品質、安定供給等に疑問を感じるからという理由もあげられている。  
会社数は2社のままであるが、積極的・消極的どちらでもないという会社はなくなり、積極的3社：消極的2社となった。

### 3. 【傾向・課題】

#### 〔傾向〕

○薬局における後発医薬品への変更調剤率の増加や、積極的に後発医薬品調剤に取組む薬局の割合の増加などから、薬局での後発医薬品調剤は着実に進んできていることがうかがえる。

○医薬品卸売販売業者においても、全体の販売金額に占める後発医薬品の販売金額の割合が時期を追うごとに増加（医療用医薬品全体、医薬品種別ごと共に）してきている。また、後発医薬品の販売に積極的に取組んでいるとする業者も H21→H22 で 2社から 3社に増えている。  
このことは、県内での後発医薬品の取扱いが増加傾向にあることを裏付けている。

#### 〔課題〕

○後発医薬品に係る課題については、H21 アンケート、H22 モニター調査ともにほぼ同様であり、品質保証、情報提供、安定供給が十分かつ適切に行われること及び、患者への普及啓発に集約できると考えられる。

○品質保証面については、情報提供不足も合わせて、医療関係者の不安が未だ十分に払拭されていないと思慮される。

○情報提供面については、卸売販売業者の意見にもあるように、後発医薬品メーカーのMRの少なさも情報提供不足の一要因と考えられる。

○安定供給面については、薬局における疑問・不安が残っており、患者に不便を強いる等の懸念が払拭されていないと思慮される。

○一つの先発医薬品に多くの後発医薬品があるケースが多いため、広域病院での採用後発医薬品や採用基準を目安にしたいという薬局の声もあり、広域病院薬剤部と調剤薬局との連携・情報交換も有用と思われる。

○薬局の意見の中に多くみられたものに、後発医薬品が処方されていて、変更不可欄に医師の署名がある処方せんの対応に苦慮しているというものがあつた。  
このことが、後発医薬品調剤を困難にしたり、後発医薬品の過剰在庫（同一薬効多種類在庫）につながっているという。

○後発医薬品の使用・調剤を進めていく上では、医療機関と薬局の連携が不可欠であり、安心を根底とした、医師・薬剤師・患者の間での合意形成が必要といえる。

○患者については、薬局での自由意見にも見られるように、後発医薬品がどのようなものかを知らない患者もまだ少なくなく、さらなる啓発が必要と思われる。